(訂正日:令和7年10月31日)

ページ		正						誤								
	政 5 - 3 - 2 に係る参考情報 参考指標 1: 社会悪物品の摘発実績 (省略)							政5-3-2に係る参考情報 参考指標1:社会悪物品の摘発実績 (省略)								
201																
															年 令和元年 2年 3年 4年	
	銃砲		件	-	3	1	6	1	銃砲		件	-	3	1	6	1
			丁	_	3	1	7	1	_	うち拳銃	丁	-	3	1	7	1
	No. 61 - 10	うち拳銃	件	_	3	1	6	1			件	-	3	1	6	1
			丁	-	3	1	7	1			丁	-	3	1	7	1
	拳銃部品		件点		_	1	2	1 1	拳銃部品	fin .	件点	-	-	1	2	l
	ワシントン条約該当物品 (輸入差止件数)		件	351	351	324	363	380	l I	トン条約該当物品 差止件数)	件	351	351	324	362	380
		盗難車両 (輸出申告時における摘 発件数)		件	21	22	11	12	16	盗難車		件	21	22	11	12
	点			29	29	12	14	31	(輸出申告時における摘 発件数)		点	29	29	12	14	31
	(出所) 関税局業務課、調査課調 (注1) 令和元年は、平成31年1月から令和元年12月を示す。以下同じ。 (注2) 税関が摘発した密輸事犯のほか、警察等他機関が摘発した事件で、税関が当該事件に関与したものを含む。 (注3) 覚醒剤は、覚醒剤及び覚醒剤原料の合計を示す。 (注4) 大麻樹脂等は、大麻樹脂のほか、大麻リキッド・大麻菓子等の大麻製品の合計を示す。 (注5) MDMA等は、MDMA、MDA及びMDEの合計を示す。 (注5) 端数処理のため数値が合わないことがある。 (注6) 端数処理のため数値が合わないことがある。 (注7) 数量の表記について、「0」とは500gまたは500錠未満の場合を示し、「一」とは全く無い場合を示す。 (注8) 令和5年の数値は速報値である。							(出所) 関税局業務課、調査課調 (注1) 令和元年は、平成31年1月から令和元年12月を示す。以下同じ。 (注2) 税関が摘発した密輸事犯のほか、警察等他機関が摘発した事件で、税関が当該事件に関与したものを含む。 (注3) 覚醒剤は、覚醒剤及び覚醒剤原料の合計を示す。 (注4) 大麻樹脂等は、大麻樹脂のほか、大麻リキッド・大麻菓子等の大麻製品の合計を示す。 (注5) MDMA等は、MDMA、MDA及びMDEの合計を示す。 (注6) 端数処理のため数値が合わないことがある。 (注7) 数量の表記について、「0」とは500gまたは500錠未満の場合を示し、「一」とは全く無い場合を示す。 (注8) 令和5年の数値は速報値である。								

参考指標9:関係機関との連携・情報収集の実績

(単位:件)

75日は60日のため、日本人大の入侵 (十四・日)							
年 度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度		
国内関係機関からの情 報入手件数	265	258	292	244	250		
密輸情報ダイヤルへ の情報提供件数	296	251	243	364	414		
国内関係機関との合同 取締・犯則調査件数	5, 670	823	<u>974</u>	2, 151	3, 611		

参考指標 9 : 関係機関との連携・情報収集の実績

(単位:件)

年 度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
国内関係機関からの情 報入手件数	265	258	292	244	250
密輸情報ダイヤルへ の情報提供件数	296	251	243	364	424
国内関係機関との合同 取締・犯則調査件数	5, 670	823	<u>966</u>	2, 151	3, 611

203